

第4節 物品の貸与等及び自弁

§ 41 (自弁の物品の使用等) II

官給される(国庫の負担で貸与・支給される)物品について、なお自弁のものを使用・摂取し、あるいは官給されない物品について、自弁のものを使用・摂取するという選択を認めるものである。これに対し、次条1項による自弁の物品の使用は、被収容者に(自弁能力がある以上)その使用をさせる(官給は行わない)というものであり、この点で、本条と次条1項の自弁の物品の使用・摂取は、性格が異なる。もともと、本条の物品は、必ずしも官給が保障されているわけではなく自弁のものを使用・摂取するほかないもの(官給まではされないが、自弁のものであれば使用・摂取が許されるもの)もあり、そうした物品は、自弁で賄うほかはないという点では、次条1項の物品と同じである。しかしながら、その場合でも、本条は、被収容者に(自弁のもの)使用・摂取の選択を認めるものである(被収容者は、使用・摂取しないという選択ができる)のに対し、次条1項の物品は、生活(自己契約作業を行うことや信書を発することなどを含む)に必要な物品であるので、被収容者は、自弁能力がある以上、自弁のものを使用しなければならない(被収容者は、事実上、使用しないという選択をすることはできない。他方、生活に必要なものであるので、自弁能力がないときには、官給が保障される)という点で、やはり性格は異なる。

II 自弁の意味

自弁とは、官給によらないという意味⁸⁾であり、「自弁のもの」とは、被収容者が官給によらないで入手したものをいい、①被収容者が収容される際に所持するもの(法44①)、②被収容者が官給によらないで収容中に取得したもので③の差入物以外のもの(同条②)、③被収容者が差入れ(被収容者が購入する場合を含む(法44条の解説Ⅲ参照))を受けたもの(同条③)のいずれも含む。なお、監獄法の下では、自弁は、元来、被収容者の携有物(①に相当するもの)の使用及び被収容者の領置金による購入を意味し、差入れを含まない概念であった⁹⁾が、これとは異なる。

8) 「自弁」は、辞書的には、自分で費用を負担するという意味であるが、被収容者自身が費用を負担することまで要するものではない。例えば、被収容者は、親族の費用負担(自弁)で、指名医による診察(法63 I)を受けることもできる。

9) 例えば、監獄法施行規則は、145条で、衣類隊具・飲食物の差入れについて、自弁に関する92条・93条の規定を準用していた。